

手続名
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付申請手続き

担当課・係（連絡先）

福祉政策課・保護第一係、保護第二係（049-251-2711 内線163）

手続説明

- ・概要
過去の戦争等により、中国から日本に帰国することが困難であった日本人とその配偶者の、円滑な帰国と永住帰国後の生活を支援します。
- ・対象者
1. 次の①、②をすべて満たす方。
①昭和20年8月9日以後に中国の地域にて戦争等の被害から日本に帰国することができなかった方。
②昭和20年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している方であり、本籍を日本に置いている方。
2. 永住帰国する以前より「1」に該当する方と継続して婚姻関係（事実婚含む）にある方。
3. 「1」に該当する方を両親に持ち、昭和20年9月3日以後に中国の地域で出生され、継続して中国の地域に居住している方。

必要書類

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fuimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/maina
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付申請書
- ・収入申告書
- ・資産申告書
- ・同意書
- ・扶養義務関係図
- ・支援給付の可否等を決定するために必要と認める書類

手続詳細URL

出張所での取扱い
なし

木曜延長・休日開庁の取扱い
なし